

群馬県ニホンジカ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第六期計画）概要

1 計画策定の目的

本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の第7条の二に基づく第二種特定鳥獣管理計画として、科学的・計画的な管理により、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の生息密度を低減させる個体群管理等を実施することで、農林業被害の減少及び自然生態系の保全を図りつつ、地域個体群の健全な維持を行うことを目的として策定する。

2 計画の期間及び管理区域

- (1) 期 間：令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年とする。
- (2) 管理区域：シカの管理を必要とする地域を、地域個体群の生息状況や管轄する行政区等を考慮し、以下の5つの区域に分割し管理する。

地域	中部地域	西部地域	吾妻地域	利根沼田地域	東部地域
地域個体群	日光・利根 地域個体群	関東山地 地域個体群	関東山地 地域個体群	日光・利根 地域個体群	日光・利根 地域個体群
対象市町村	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

3 計画の基本方針

- (1) 広範囲にシカが生息し、農林業被害が高水準で推移している現状において、シカの個体群管理として、生息頭数の低減を目指す密度管理を進めるとともに、新たに生息域が広がった地域では排除するなどの分布管理を行う。
- (2) 適切なモニタリング調査に基づいて、定期的に現状を把握するとともに、モニタリング結果と各種被害防除対策の効果・結果をフィードバックすることで、計画の順応的管理を行う。

4 管理の目標

- (1) 農林業被害額
- ① 農業被害額：50,000千円以下（令和11年度末）
 - ② 林業被害額：100,000千円以下（令和11年度末）
- (2) 個体群管理（捕獲）
- 捕獲頭数：18,000頭以上/年（令和7～11年度）
（平成25年度の生息頭数を基準として令和10年度までの半減を目指す。）
- (3) 自然生態系への影響の軽減、生息環境整備及び市街地等への出没抑制（生息域の拡大と新たな被害地の発生を抑制）

5 目標達成のための施策

- (1) 個体群管理（捕獲）
- 市町村・関係団体の捕獲体制及び連携の強化、生息頭数が増加傾向にある地域や高密度地域における指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施、狩猟による捕獲推進（鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域（シカ・イノシシを除く）への移行、狩猟期間の延長）、捕獲の担い手の確保・育成、安全で効率的な捕獲方法の開発・普及、捕獲個体の有効活用により、捕獲目標の達成に取り組む。
- (2) 被害防除管理
- 補助事業を活用した侵入防止柵の設置及び維持管理を推進し、集落ぐるみでの対策を支援する。
- (3) 生息環境管理
- 生息頭数増加の要因とならないよう適切な草地管理を行うとともに、緩衝帯整備や河川環境整備を推進し、集落・市街地への出没と生息域拡大を抑制する。

6 その他

- (1) 実施体制
- 関係機関が相互に連携・協力し、一体となり各施策を推進する。
- (2) 検討・評価機関
- 県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会、県野生動物対策科学評価委員会